

議 第 330 号

平成30年12月11日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
上代3丁目5丁目 第1号線	西区上代3丁目771番1	地先	
	西区上代5丁目2147番1	地先	
井川淵町 第6号線	中央区井川淵町4番8	地先	
	中央区井川淵町4番11	地先	
黒髪7丁目 第2号線	北区黒髪7丁目100番	地先	
	北区黒髪7丁目109番	地先	
子飼本町黒髪2丁目 第1号線	中央区子飼本町286番	地先	
	中央区黒髪2丁目841番2	地先	
黒髪2丁目5丁目 第1号線	中央区黒髪2丁目1329番	地先	
	中央区黒髪5丁目632番	地先	
渡鹿8丁目 第3号線	東区渡鹿8丁目15番16	地先	
	東区渡鹿8丁目56番	地先	
新屋敷2丁目 第11号線	中央区新屋敷2丁目8番10	地先	
	中央区新屋敷2丁目9番22	地先	
新屋敷2丁目 第13号線	中央区新屋敷2丁目6番9	地先	
	中央区新屋敷2丁目7番1	地先	
新屋敷2丁目 第14号線	中央区新屋敷2丁目4番8	地先	
	中央区新屋敷2丁目5番10	地先	
新屋敷2丁目 第15号線	中央区新屋敷2丁目2番10	地先	
	中央区新屋敷2丁目3番8	地先	
新屋敷2丁目 第16号線	中央区新屋敷2丁目3番8	地先	
	中央区新屋敷2丁目14番33	地先	
新屋敷1丁目 第5号線	中央区新屋敷1丁目2番6	地先	
	中央区新屋敷1丁目2番20	地先	
新屋敷1丁目 第6号線	中央区新屋敷1丁目1番30	地先	
	中央区新屋敷1丁目3番1	地先	
新屋敷1丁目 第7号線	中央区新屋敷1丁目1番24	地先	
	中央区新屋敷1丁目1番25	地先	

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
渡鹿8丁目 第4号線	東区渡鹿8丁目81番2	地先	
	東区渡鹿8丁目81番20	地先	
二本木5丁目蓮台寺3丁目 第1号線	西区二本木5丁目424番158	地先	
	西区蓮台寺3丁目1139番	地先	
蓮台寺1丁目3丁目 第1号線	西区蓮台寺1丁目1294番3	地先	
	西区蓮台寺3丁目1092番	地先	
新土河原2丁目1丁目 第1号線	西区新土河原2丁目1220番4	地先	
	西区新土河原1丁目1162番	地先	
新土河原1丁目 第1号線	西区新土河原1丁目1264番	地先	
	西区新土河原1丁目1268番1	地先	
新土河原1丁目 第2号線	西区新土河原1丁目1110番2	地先	
	西区新土河原1丁目1295番2	地先	
新土河原1丁目 第3号線	西区新土河原1丁目1228番3	地先	
	西区新土河原1丁目1102番1	地先	
龍田陳内1丁目4丁目 第1号線	北区龍田陳内1丁目45番1	地先	
	北区龍田陳内4丁目140番29	地先	
龍田陳内4丁目 第2号線	北区龍田陳内4丁目236番6	地先	
	北区龍田陳内4丁目140番23	地先	
龍田1丁目 第3号線	北区龍田1丁目452番	地先	
	北区龍田1丁目521番2	地先	
龍田7丁目 第9号線	北区龍田7丁目48番2	地先	
	北区龍田7丁目235番1	地先	
龍田7丁目 第10号線	北区龍田7丁目210番10	地先	
	北区龍田7丁目215番1	地先	
龍田7丁目 第11号線	北区龍田7丁目132番1	地先	
	北区龍田7丁目193番	地先	
龍田陳内4丁目 第3号線	北区龍田陳内4丁目140番24	地先	
	北区龍田陳内4丁目181番1	地先	

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
十禅寺2丁目 第3号線	南区十禅寺2丁目613番1	地先
	南区十禅寺2丁目611番3	地先
薄場2丁目 第3号線	南区薄場2丁目48番	地先
	南区薄場2丁目645番3	地先
上代5丁目 第1号線	西区上代5丁目1873番	地先
	西区上代5丁目1983番	地先
城山大塘4丁目城山薬師 1丁目 第1号線	西区城山大塘4丁目1543番	地先
	西区城山薬師1丁目218番3	地先
城山下代4丁目城山薬師 2丁目 第1号線	西区城山下代4丁目838番1	地先
	西区城山薬師2丁目801番1	地先
城山半田2丁目 第3号線	西区城山半田2丁目96番1	地先
	西区城山半田2丁目48番	地先
城山半田2丁目 第4号線	西区城山半田2丁目277番1	地先
	西区城山半田2丁目247番1	地先
城山半田3丁目 第6号線	西区城山半田3丁目900番	地先
	西区城山半田3丁目1131番7	地先
城山半田3丁目 第7号線	西区城山半田3丁目1080番	地先
	西区城山半田3丁目1112番1	地先
城山半田3丁目 第8号線	西区城山半田3丁目1237番	地先
	西区城山半田3丁目1207番1	地先
城山薬師2丁目 第1号線	西区城山薬師2丁目195番1	地先
	西区城山薬師2丁目801番1	地先
城山薬師2丁目 第2号線	西区城山薬師2丁目681番1	地先
	西区城山薬師2丁目647番	地先
城山半田2丁目 第5号線	西区城山半田2丁目1番	地先
	西区城山半田2丁目16番	地先
上代5丁目 第2号線	西区上代5丁目2147番1	地先
	西区上代5丁目2158番	地先

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
上代5丁目 第3号線	西区上代5丁目2152番	地先	
	西区上代5丁目1993番	地先	
上代5丁目新土河原2丁目 第1号線	西区上代5丁目1987番	地先	
	西区新土河原2丁目791番	地先	
上南部4丁目 第1号線	東区上南部4丁目627番	地先	
	東区上南部4丁目689番1	地先	

(提出理由)

白川河川改修に伴う市道の認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。